

令和6年5月13日

出店希望者各位

デカンショ祭実行委員会

令和6年度 デカンショ祭の夜店街出店募集（ご案内）

新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて今年度、8月15日、16日の両日、令和6年度デカンショ祭を盛大に開催するにあたり、デカンショ祭の大きな魅力のひとつである夜店街の出店者を募集いたします。

つきましては、県下最大の民謡の祭典として、別添の出店要項を遵守できる方のみ、ご応募くださいますよう、ご案内いたします。

出店料価格改定のお知らせ

この度、物価高騰や人手不足によりイベント運営経費である警備費等の料金改定（値上げ）があり、経費節減と事業費では吸収できない状況となりました。つきましては、誠に恐縮ではございますが下記のとおり出店料の改定をさせていただきたく、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

デカンショ祭夜店街出店料 改定前 1ブース 20,000円 → **改定後 1ブース 30,000円**

デカンショ祭実行委員会 事務局

〒669-2331

兵庫県丹波篠山市二階町 58-2 丹波篠山市商工会館内

TEL : 079-552-0758 （平日のみ 9:00～17:00）

※ 土日祝・上記時間外のお問い合わせはできません。

令和6年度 丹波篠山デカンショ祭 夜店街 出店要項

1. 出店日程 令和6年8月15日(木)・16日(金) 2日間
2. 出店時間 午後5時～午後9時45分
※ 来場者の安全確保のため、警察と協議を行い、搬入経路、時間を指定する場合があります。
3. 搬入出 搬入：午前10時～午後3時まで(受付無しでの搬入は不可)
搬出：午後10時以降
4. 出店場所 篠山城跡三の丸西駐車場(丹波篠山市北新町) ※ 地面は未舗装です。
5. 応募資格
 - デカンショ祭の趣旨に賛同し、出店要項・誓約を遵守できる者
 - 兵庫県並びに丹波篠山市暴力団排除条例に違反しない者
 - 飲食物を扱う場合、上記出店場所で営業可能な保健所の露店営業許可を持つ者
飲食物を扱うブースを複数出店される場合はブースごとに露店営業許可が必要です。
 - 火気を使用する場合、店舗に消火器を設置でき、ボンベ等が倒れないようテント等の脚に固定できる者

※ 提出いただいた露店営業許可証の記載内容と販売品目、応募資格を確認し、主催者が把握した内容を保健所へ提出します。下記、「飲食関係における露店営業許可の確認について」をご確認ください。
6. 出店料 1ブース(間口2間×奥行1.5間) 30,000円
※ 出店料は2日分ですが、雨天等で1日しか営業できなかった場合でも返金は致しません。但し、両日とも中止の場合は、その限りではありません。
※ テントは各自準備してください(ブースの大きさに合ったテント)。飲食物販売は必須です。
※ 机や販売台等も各自で準備してください。下記の場内設備以外は、場所のみの提供となります。
※ ブース内での車両販売は禁止とします。
7. 販売品目 1ブース 1品目
※ 販売品目は詳しくご記入ください。例)物販の場合、おもちゃは1品目には該当しません。
※ 取扱が多い品目は、協定価格を設ける予定です。協定が無い品目であっても、競合によるトラブルが発生しないよう充分注意してください。
8. 場内設備 給水施設 1箇所
電気設備 1ブース コンセント1個(電気容量1,000W)
※ 照明等もコンセントから各自で配線して取ってください。
※ 容量超過使用で損害賠償等が発生した場合、一切責任は負いません。
仮設トイレ観客併用18基 ※会場外に設置します。
9. 場所割り 主催者で場所を決定します。
※ 結果は厳守頂きます。ご要望並びに決定後の場所変更や苦情等は一切受け付けません。
10. 募集枠 180ブース(予定)
※ 申込数が定数を超えた場合、過去の優良出店者を優先的に取扱い、販売品目の重複やトラブルの予見の有無を考慮した上で、主催者で審査及び抽選(ご本人にお越し頂いての公開抽選は行いません)し、出店可否は7月上旬までに申請者住所に郵送通知します。苦情や審査に関する内容等については対応いたしません。

11. 申込期間 令和6年5月21日（火）～ 令和6年5月23日（木）
受付時間 午前9時～午後5時 時間厳守
※ 申込期間内であっても、上記募集枠数に達した日をもって、申し込みを締め切ります。
（郵送は募集枠数に達した日の消印まで有効）
12. 申込方法 夜店街出店申込書・夜店街出店申請書を両方作成の上、飲食関係の場合は露店営業許可証コピーを添えて実行委員会事務局まで提出。
窓口・郵送のみ（一括代理・FAX・メールでの提出は無効です）
※ 出店不可になった場合でも、出店申込書、申請書等は返却いたしません。
※ 本人確認書類の添付、誓約書に自署による署名は必須です。不備がある場合は無効です。
※ 当然ながら又貸しは禁止です。当日、必ず記載の申請者と補助従事者で運営してください。全店確認に廻ります。
13. 当日の従事者変更 当日事情により、従事者の変更・追加が発生した場合、各日午前10時～午後4時30分の間に出店受付・夜店街対策本部テントまで、追加・変更申請を提出してください。
※ 追加変更様式は当日、出店受付・夜店街対策本部テントに設置します。
※ 運転免許証等の従事者本人確認書類のコピーが絶対必要です。顔写真の無い本人確認書類の場合は、顔写真も必要ですので予めご準備ください。
※ 全店舗巡回して申請者・従事者の本人確認を行いません。未提出者の従事は、誓約違反とみなします。
14. その他 ・出店許可した場合であっても、暴力団排除条例違反の発覚、その他問題が発生した場合は直ちに出店を取り消します。
・誓約違反や問題行動だと主催者が判断した場合、どのような事情があろうとも、出店禁止、当日の場合は即時退店いただきます。また、申請者・従事者全ての方の、今後一切の当実行委員会並びに丹波篠山市が関与する全てのイベント・催事への出店を禁止します。
・天災、新型コロナウイルス感染症拡大の状況、その他不可抗力によって大会が開催困難となった場合、主催者の決定により開催を中止又は中断することがあります。その際に損害が生じた場合でも、主催者は責任を負わないものとします。

飲食関係における露店営業許可の確認について

応募資格として飲食物を扱う場合は、丹波篠山市内で営業可能な、保健所の露店営業許可を持つ者としておりますが、保健所の指導もあり、食中毒等の緊急時に迅速な対応をとることを目的として、出店内容をより厳格に把握することとなっております。

露店営業許可証の記載内容と応募資格の確認について、以下のとおりとしますのでご注意ください。

出店申込時に露店営業許可証のコピーを提出いただき、露店営業許可証の記載内容と応募資格を確認した上で、主催者が把握した内容を保健所へ提出いたします。

内容確認の結果、不備があり、応募資格を満たしていない場合、出店許可後であっても、無効としますのでご注意ください。

①露店営業許可で取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理したものに限り、ただし、一部例外もありますので、販売品目については事前に保健所に問い合わせてください。

※販売実績があっても販売品目によっては、認められない場合があります。

例) 冷やしキュウリ、生フルーツ、生の果実を使用したスムージー、チョコバナナ、タピオカドリンク等

②営業区域は、兵庫県の健康福祉事務所（保健所）で許可を受けた許可証に丹波篠山市を含む区域が記載されているもの。

※兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市で交付されたものは、丹波篠山市は区域外となり営業できませんのでご注意ください。

③販売予定品目、営業区域等が上記条件に合わない場合は、申込期限に間に合うよう、手続きを行ってください。保健所に相談をしてから許可が出るまでには、数日かかります。申請許可等に必要な費用は、申請者で負担してください。

食品衛生法に基づく営業許可等については <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/rinjishutten.html>

【出店に関するお問い合わせ先】

デカンショ祭実行委員会（丹波篠山市商工会内） 担当 事務局 小林・北島
丹波篠山市二階町 58-2 電話 079 - 552 - 0758

【露店営業許可に関する問い合わせ先】

丹波健康福祉事務所 食品薬務衛生課（保健所）
丹波市柏原町柏原 688 柏原総合庁舎 電話 0795-73-3770

令和6年度 丹波篠山デカンショ祭 夜店街 出店申込書

令和6年5月 日

デカンショ祭実行委員会 様

下記により「令和6年度 丹波篠山デカンショ祭」に、夜店街出店申請書を添えて申し込みます。
 なお、申込にあたり、主催者の注意事項には必ず従います。

申込代表者氏名	ふりがな
申込者住所	〒 ー
連絡先	電話 : () FAX : () 緊急連絡先：携帯等 ()
希望ブース数	ブース (1ブース 間口2間×奥行1.5間) ※ 希望ブース数が多い場合、コマ続きで場所割りが出来ない、また出店ブース数を減調整させて頂く事があります。ご了承ください。
販売品目	※ 1ブース1品目です。販売品は詳細にご記入ください。
使用電気容量	機材名 電気容量 : W ※ 1ブース最大1000Wです。
当日の従事者数 (本人含む)	人 ※ 添付の露店出店申請・誓約書に記載の人数と必ず一致します。
加入団体・組織	